令和3年度 第5回諸塚村農業委員会総会「議事録」

開催期日		令和4年3月17日(木)									
時	間	16時00分~17時01分									
会	場	諸塚村役場 第2·3委員会室									
出	席	4番	奈須永坂	作一	5番 8番	見原	光成 隆明(会長)	中田 甲斐 聖子)		

「議事日程」

- 1. 開 会
- 2. 会長あいさつ
- 3. 議事録署名委員の指名
- 4. 議事

議案第12号 下限面積の設定について

議案第13号 「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」について

- 5. 協議·報告事項
- 6. 閉 会

開会 午後4時00分

書記

それでは時間になりましたので、只今から令和3年度第5回諸塚村 農業委員会総会を開会いたします。

はじめに総会の成立でございますが、本日ご出席の委員の皆様は 8名であります。定足数を満たしておりますので、本総会は成立して おりますことをご報告いたします。

それでは、会長よりごあいさつをお願いします。

見原会長

寒い冬から、一気に初夏の陽気を迎えたような昨今でございます。 仕事で大変お疲れのところ、全員ご出席いただきましてありがとう ございます。前回まではコロナコロナであったわけですが、今回はロ シアとウクライナで大変なことになっております。

平和と安全を保障する理事国の筆頭であるロシアが、ああいうことをするわけでございますから、日本もアメリカと同盟を結んでいると言いながらも、次は日本だと心配しなくてはならないのではないかと思っているところでございます。

EUが統合する前に、フランスのドゴール大統領が「食糧自給ができない国はまだ独立国にあらず」という演説をしたことがあります。日本はご存じのとおり、40%の食糧自給率であります。麦はほとんど100%、鉱物資源も海外からの輸入です。ストップされれば日本の生きる道は本当にどうなるのか、今まで経済大国でどっぷりつかった生活

が、砂上の楼閣ではないかと大変心配するわけでございます。

我々は、食糧を生産するための耕地を守る組織でございますから、そういうことも頭にしっかり入れながら議論をしていただきたいと思います。最後までよろしくお願いいたします。

書記

ありがとうございました。

それでは、次に議事録署名委員の指名をお願いします。

見原会長

議事録の署名委員を指名します。1番甲斐長生委員、2番黒木健 委員よろしくお願いいたします。

書記

それでは会議規則によりまして、会長に議長を務めていただきます。よろしくお願いいたします。

見原会長

それでは、議案第12号の下限面積の設定について、事務局の説明をお願いします。

書記

1ページをお開きください。

農業委員会は、毎年下限面積の設定、また修正の必要性について審議することになっております。このため、令和4年度の下限面積の設定について審議をお願いするものです。

農地法第3条第2項第5号の規定に基づく、下限面積の設定になります。下限面積の要件は、原則として農地の権利取得後の農地面積の合計、これは全経営面積で、都府県では50アール以上となることが必要とされています。しかし、特例として農地法施行規則第17条において、地域の実情に応じて農業委員会の判断で別段の面積を定める事ができることとされております。第17条第2項において「農業委員会が定めようとする別段の面積の単位はアールとし、その面積は10アール以上であること」とされています。村内の農地の保有及び利用の状況等からみて、現行の10アールについては就農を促進するために適当と認められる面積であることから、変更は行わないことで提案させていただきます。

以上、ご審議をお願いいたします。

見原会長

これは、以前は30アール以上でありましたが、面積が広くなると農地を取得しようとしても、この条件を満たさないと農地の取得ができないということで、県の農業会議所から当時の工藤会長に諸塚村に来てもらい話しをしました。工藤会長も日之影町出身であり、それに同意すると。色々と声をあげまして、最終的には10アールということでこちらが希望したとおりにしていただいた経緯があります。

今回、別段の面積10アールと提案されておりますけれども、この件について皆さんご意見はありませんか。まだ少ない方がいいとか、多い方がいいということはないと思いますが。

奈須委員

面積としては、10アールでいいのではないでしょうか。以前30ア

ールの時に、農地を取得しようとした人が10アールしかなく認められないことがありました。下限面積は10アールにしておくことがいいのではないかと思います。

見原会長

他に意見はありませんか。

奈須委員

この件につきまして、最近農業を止めるということで、土地を売りたい、誰かに貸したいという人がいるのですが、そういう場合にも面積は10アールにしておいた方がいいのかなと思います。

全部は売らずに一部は自分や子ども達とやりたい、一部はどうにもならないから山林にしたい。そういう土地を誰かが耕作するとなれば、15アール貸し出せばいいのではないかと思います。15アールでも作れば、1軒の自給のための米はできます。そういう意味でも、10アールにしておいた方がいいのではないかと思います。

見原会長

4番委員は事務局の提案に対し異議はないということですが、承認される方は挙手をお願いします。(全員挙手)

全員挙手でございます。

続きまして、議案第13号農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想について、説明をお願いします。

書記

農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想について、事前に構想の改定(案)を配布させていただいておりました。

議案第13号につきましては、農業経営基盤強化促進法施行規則第2条において、基本構想を定めようとするときは、農業委員会及び農業協同組合の意見を聴かなければならないとされております。意見を聴いたうえで、県へ協議することになっております。

それでは、基本構想について説明します。

この構想については、令和3年度が5年に1度の県基本方針の改定年となり、改定された基本方針を指標として、市町村の基本構想も改定するものです。基本方針は、概ね5年毎にその後の10年間を見通して定めることになっております。県は、第八次宮崎県農業・農村振興長期計画に基づいて見直しを行っております。

主な改正点を説明します。農業経営基盤の強化の促進に関する目標の本文を、全体的に見直しております。5ページをお開きください。(ア)の農業経営体育成目標につきましては、年間労働所得、主たる従事者を330万円から300万円、この金額につきましては、認定農業者の農業所得を基に試算しました。

7ページでは、目標を実現するための具体策の(キ)、スマート農業の普及・高度化を追記しています。

同じく7ページの第2と第2の2、農業経営の基本的指標です。営 農類型は26ページからとなります。こちらも、県が示す作物別指標を 参考に作成しております。経営につきましては複合経営になります が、営農類型では販売金額が1位のものが経営全体の販売金額の8 0%以上の場合は専業型となることから、椎茸専業型、施設野菜複 合型、肉用牛繁殖専業型、雨除け花き複合型、という標記となっております。26ページの基本的指標一覧表の農業所得が、先ほど説明しました年間労働所得になるように、認定農業者の経営を基本に作成しております。以上が主な変更となります。よろしくお願いします。

見原会長

認定農業者は、小川委員だけでしょうか。

書記

現在、10名の方が認定農業者として登録しております。

見原会長

認定農業者が基礎になっているようですが、1経営体で400万円あげるのでしょうか。

書記

目標としています。

見原会長

諸塚村のような山間地は、これだけあげる必要はないと思います。 これだけあげることなら、左うちわです。自給自足なので、現金はこん なに要らないと思います。目標をもっと下げたほうがいいのではない でしょうか。

書記

これでも前回より下げております。

見原会長

最初は500万円でした。椎茸は農業収入になります。木材はそうではありません。木材を外して、500万円あげなさいということは無理です。

奈須委員

目標は高かったが、収益が上がりませんでした。椎茸の価格が上がらず、所得が落ちていくからですね。燃料代は上がっていくのに椎茸の値段は上がらず、下がったりもしました。私は、補助金のせいだと思っています。椎茸は補助金をもらうので、買う人は安くで買ってもいいという考えになっている。だから値上げされない。高く買う感覚がないように思います。

見原会長

私の意見は言わせてもらいましたが、他に委員の皆さんから意見 はないでしょうか。(特になし)

議案第13号については、特に意見なしということでよろしいですか。(全員異議なし)

それでは、協議・報告事項に移ります。

書記

農地転用不要届が2件提出されました。2件とも、耕作道の開設になります。

1件目は、黒葛原地区の〇〇氏です。大字家代〇〇番地〇、登記地目は畑です。下に田がありまして、そこへ通じる耕作道の開設になります。ここは、中山間交付金の村費の対象地となっております。開設後は、耕作道を含む一部を農地から外すことを確認しております。

2件目は、川内地区の〇〇さんです。大字七ツ山〇〇番地〇、登記地目は畑です。こちらも下に田がありまして、そこへ通じる耕作道の開設となっております。こちらは中山間交付金の対象地で、国の補助金の対象地にもなっております。2件とも、耕作の事業を行うものが自己の農作物育成等のために、200㎡未満の農地を農業用施設に転用する場合になり、転用許可が不要となります。農業用施設には、耕作道も含まれます。

以上、報告となります。

続きまして、農業委員会による最適化活動の推進等について説明いたします。

これは、令和4年度から毎年度最適化活動の目標を設定し、最適 化活動の実施状況及び最適化活動の目標の達成状況について点 検評価し、結果を公表し県知事に報告することとされています。

これに伴い、活動記録簿の作成が必須となります。先日県から説明を受けましたが、日常の活動を記録することになるようです。例えば、農地の見回り中に耕作者から相談を受けたりすることもあろうかと思います。また、農業関係の会議以外でも、農地のことを話す機会があるのではないでしょうか。そのようなことも、記録していただくことになるようです。

説明については以上となります。

見原会長

事務局より報告と説明がありましたが、皆さんから他に何かございませんでしょうか。(特になし)

それでは、協議・報告事項について終了いたします。

書記

以上をもちまして、第5回総会を終了します。ありがとうございました。

終了 午後5時01分

農業委員会等に関する法律及び諸塚村農業委員会会議規則の規定によりこの議事録を作成し、会議内容に相違ないことを証するため署名押印する。

令和4年3月17日

議長(会長)							
1番 委 員							
2番 委 員							